

令和4年度 予算編成方針

本市の令和2年度決算における健全化判断比率の各指標は、いずれも早期健全化判断基準を下回り健全な状況が続いている。しかし、学校給食センターや新庁舎・新図書館の建設に伴う基金の取崩し及び市債発行額の増大などにより、実質公債費比率が前年度に比べ0.4ポイント悪化し、将来負担比率についても来年度以降増加していく見込みである。さらに経常的経費においては、義務的経費である人件費や扶助費の占める割合が高く、経常収支比率は前年度と同率の93.8%となるなど財政の硬直化が続いており、本市の財政状況は依然として厳しい状況にある。

そのような中において、本市では、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進するとともに、事業者や市民生活への支援などに取り組んできたところであるが、地域経済は依然として停滞しており、回復時期を明確に見通すことは難しい。

そのため、令和4年度の歳入面における財政見通しでは、経済情勢が不透明である中、市税収入の回復や地方消費税交付金などの増収も見込めないため、地方交付税や市債・基金繰入金に頼らなければならない状況にある。

一方、歳出面では、総合会館をはじめとする公共施設の老朽化対策に多額の財政出動が見込まれるほか、高齢化の進行や子育て等に対応する社会保障費が増加する事に加え、大規模災害への備えも避けられない。また、学校給食センターの整備に伴い借り入れた市債の償還も本格化することから、義務的経費である公債費も増加する見通しである。さらには、ゼロカーボンシティの実現に向けた施策のほか、デジタルトランスフォーメーションの推進も加速化する必要があり、極めて厳しい財政運営が想定される。

このような財政状況において、令和4年度は、第6次総合計画の2年目にあたり、計画に掲げる「どこよりも住んでみたい・住みつづけたいまち」の実現に向け、既存の事業を見直し、社会の変化にも柔軟に対応できる市政運営に取り組む必要がある。

そのために、まず、コロナ禍にあっても市民の安心・安全な生活を保障し、地域の活力を取り戻すための取組みを強化しつつ、変化する市民ニーズを的確に捉えて事業を展開していく。また、行政のデジタル化を推進し、業務の効率化や利便性の向上に取り組む、その上で、将来にわたって持続可能な財政運営基盤を堅持するため、経費の抑制を徹底しつつ、真に必要な事業へ重点的に配分する予算編成に努める。

なお、令和4年度年度当初予算の編成に当っては、市長選挙を4月に控えていることから、基本方針に示す取組み以外の独自の新規事業や大規模な新規の建設事業については、新市長の下で取り組むこととする。

予算編成の基本方針

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する施策や、事業者や市民生活の経済活動を支える施策に引き続き積極的に取り組む。また、令和3年度に中止又は規模の縮小などを行った事業については、令和4年度の実施の可否及び実施方法の見直しなど、十分に検討する。

2. 「新たな成長推進枠」に向けた取り組み

令和3年7月7日に閣議決定された「令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、「新たな成長推進枠」として位置づけられているグリーン、デジタル、地方活性化及び子ども・子育てに係る事業について、国・県の動向を注視しつつ、本市においても真に必要な事業について精査し、財源を確保した上で重点的に取り組む。

3. 新庁舎への移転を見据えた予算要求

今年度中に移転予定の新庁舎での執務環境等を踏まえ、必要な事務経費については最小限度にとどめる。特に事務用品については、予算編成要領に定めるところにより集約化を図ることとする。

また、公用車については、車検時期等を迎える導入後10年以上を経過した公用車を中心に、適正な台数となるまで計画的に削減することとする。

4. 行財政改革の推進

これまでと同様、引き続き「行政サービスと市民満足度の向上」と「自律的、安定的な行政基盤の確立」を目指す。

(1) 事務事業の効率化

限られた財源を効果的に配分するため、「選択と集中」の観点から事業成果を検証し、徹底した事業の重点化・効率化を図る。市民ニーズの変化を的確に捉え、効果が乏しい事業については、廃止や統合に努める。また、事務の効率化に当たっては、デジタル技術も積極的に活用し、人件費を含めた経費削減に取り組む。

(2) 公共施設等の適正管理

「公共施設等総合管理計画」や「公共施設マネジメント実施計画」等に基づき、計画的な公共施設の長寿命化・集約化を図るとともに、施設の管理経費の削減に努める。

(3) 財政の健全化

事業を遂行するに当たっては、財源を的確に把握し、適正な収入の確保に努めるとともに、事業の整理・合理化等により経費を削減し、歳入歳出の両面から幅広く健全財政の実現に取り組む。

5. 議会の意見・市民の意見

これまでの議会審議や各委員会及び監査の指摘事項、市民からの意見・要望については、客観的かつ貴重な評価として重視し、予算に反映する。

6. 将来負担の抑制

公共施設の長寿命化等により、市債の増加や基金の減少が見込まれるが、過度な将来負担とならないよう健全化判断比率等を意識した財政運営に努める。

7. 特別会計

特別会計の予算は、一般会計と同じ方針で編成する。独立採算の原則に基づき、事業の効率的な運営により、支出の抑制、収入の確保に努め、安易に一般会計に依存することなく、財政の健全化を図る。